

記入例

(様式 1)

伐採及び伐採後の造林の届出書

		年 月 日	
		伐採の始期の30日～90日前に提出	
玖珠町長 殿	届出人 (森林所有者)		
①届出人 (森林所有者) ②立木の権利者 例1) 森林所有者が自ら伐採、業者に請け負わせる、発注する場合は ①森林所有者名 ②同上 例2) 伐採業者等が立木を買い受けて伐採する場合 ①森林所有者 ②伐採事業者 例3) 伐採業者が土地を購入している場合 ①伐採事業者 ②伐採事業者 立木の権利者であることが確認出来る書類 (立木の売買契約書、遺産分割協議の協議書や目録等)	① 住所 〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市・・・・ 氏 名 〇〇 太郎 連絡先 0973-×-××××		
	立木の権利者	② 住所 〒 〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市・・・・ 氏 名 〇〇 林業 代表 △△ △△ 連絡先 0973-×-××××	

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。
本伐採は届出者である (のうち) 【 】 が所有する立木 (又は長期受委託契約に基づき
【 】 が所有する立木) を伐採するものです。

1 森林の所在場所

玖珠市	町	玖珠村	大字 山田 字 △△ ●● 地番
-----	---	-----	------------------

複数地番にまたがる場合は、すべての地番を記載する

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

添付提出書類
・伐採区域が確認出来る図面
・隣接する土地との境界が明示された字図等

3 備考

適合通知等の発出の希望の有無 (発出先: 届出人 (森林所有者) ・立木の権利者)

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 提出した伐採届の情報については、森林組合、大分県等と誤伐、盗伐、無断伐採対策として情報の共有を行います。

遵守事項

- 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。
- 伐採後 30 日以内に「伐採にかかる森林の状況報告書」を提出します。

遵守事項を確認しました。
☐ 森林所有者 ☐ 立木の権利者
(確認後 ☐ にチェックしてください。)

遵守事項を
確認後にチェック。

役場処理欄

計画 適 ・ 否

記入例

(別添)

伐採計画書

(森林所有者又は立木権利者の住所・氏名)

住所 〒

氏名

連絡先

複数地番にまたがる場合は
地番毎の面積が分かるように記載

1 伐採の計画

伐採面積	0.18ha (〇〇地番 0.1ha、 〇〇地番0.08ha) ha (うち人工林 0.18ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐 (皆伐 択伐) ・間伐	伐採率	100 %
作業委託先	住所 〒 〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町 1-4 氏名 △ △ 林 業 連絡先 〇〇-〇〇〇〇		
伐採樹種	杉		
伐採齢	50年生		
伐採の期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日		
集材方法	集材路 ・ 架線 ・ その他 ()		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 3 m ・ 延長 500 m		

伐採の始期の30日~90日前に提出

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇~〇)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

記入例

伐採及び集材に係るチェックリスト

令和 〇 年 〇 月 〇 日

伐採する者： 〇〇林業

森林の所在場所： 玖珠町〇〇番地

チェック項目	確認
(1) 伐採の方法及び区域の設定 ①森林所有者に対し再造林の必要性を説明しその実施に向けた意識向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。 ②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採方法を採用する。 ③伐採する区域の明確化を行う。 ④林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保残木を設定するとともに、それらに架線や集材路を通過させる場合は影響範囲を最小限にする。 ⑤伐採が大面積にならないよう、伐採区域の複数分割、帯状・群状伐採などにより、伐採を空間的・時間的に分散させる。	☒
(2) 林地保全に配慮した集材路^{注1)}・土場の配置・作設 ①集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。また、集材路の作設等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等の伐採・搬出は、架線集材とする。 ③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。 ④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦集材路・土場は溪流から距離を置いて配置する。 ⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。 ⑪森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、森林作業道作設指針^{注2)}に基づく森林作業道として作設する。 ⑫幅員が3mを超える集材路又は森林作業道を作設する場合は、その面積が1haを超えていない。 注1) 集材路：立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設する仮施設（道）（森林整備のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。 注2) 「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）	☒

記入例

(3) 人家、道路、取水口周辺等での配慮 ①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	☒
(4) 生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	☒
(5) 切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とする。 ②切土高を極力低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③残土が発生した場合には、溪流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。	☒
(6) 路面の保護と排水の処理 ①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ②路面の排水は、侵食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	☒
(7) 溪流横断箇所の処理 ①溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工、維持管理する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所集材路の路面を一段下げる。 ②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	☒
(8) 作業実行上の配慮 ①集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。 ③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意をはらう。 ④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。 ⑤枝条等が溪流に流出しないように対策を講じる。 ⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。	☒
(9) 事業実施後の整理 ①枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用を検討するとともに、枝条等を伐採現場に残す場合は、溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理する。 ②集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処置を行う。 ③伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。 ④伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。	☒

(両面印刷)

記入例

(別添)

造林計画書

(森林所有者の住所・氏名)

住所 〒

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市・・・・

氏名

〇〇 林業
代表 △△ △△
0973-××-×××××

連絡先

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	0.18 ha
人工造林による面積 (A + B)	0.10 ha
植栽による面積 (A)	0.10 ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	0.08 ha
ぼう芽更新による面積 (C)	0.08 ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

伐採箇所が複数にまたがる場合は、該当する地番すべての合計面積を記載。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	〇〇年〇月〇日 ～ 〇〇年〇月〇日	杉	0.10 ha	本	〇〇林業	①シカネット、 ②幼齢木保護具の設置 などの対策方法を記載。
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	〇〇年〇月〇日 ～ 〇〇年〇月〇日	その他 広葉樹	0.08ha			
5年後に天然更新が完了していない場合、 その時点から2年以内	5年後において 適確な更新が なされない場合	〇〇年〇月〇日 ～ 〇〇年〇月〇日				

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内。

(同上)
天然更新は5年以内

5年後に天然更新が完了していない場合、
その時点から2年以内

こちらにも記載

(3) 伐採

記載例
伐採期 始：令和4年9月10日～終：令和5年2月10日
造林完了期限は、翌年度 令和5年4月1日から2年以内
つまり 令和7年3月31日が期限となる

となる場合のその用途

2 備考

【作業委託先】住所 〒

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市・・・・

氏名

連絡先

〇〇 林業
代表 △△ △△
0973-××-×××××

上記「天然更新」期間終了日後最初の4月1日から5年以内。

5年期間が 令和5年4月1日～令和10年3月31日
の場合
令和10年4月1日～令和11年3月31日
が期限

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

記入例

(様式2)

伐採に係る森林の状況報告書

伐採期間の末日から30日
以内に提出

年 月 日

玖珠町長 殿

住所 〒
報告者 〇〇県〇〇市・・・・
氏名 〇〇 林業
代表 △△ △△
0973-××-×××××

令和〇 年 〇月 〇日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

玖珠	市	玖珠	町	大字	□□	字	△△	〇〇	地番
	郡		村						

2 伐採の実施状況

伐採面積	0.18	ha(うち人工林0.18ha、天然林	ha)
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率	100 %
森林所有者(造林する者)の伐採跡地の確認の有無	有・無		
作業委託先	〇〇林業		
伐採樹種	杉		
伐採齢	〇〇年(30年~40年)		
伐採の期間	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日		
集材方法	集材路・架線・その他()		
集材路の幅員・延長	幅員 3 m ・ 延長 500 m		

3 備考

--

注意事項

- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採した森林が異齢林の場合においては、伐採した立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇~〇)」のように記載すること。

記入例

伐採後の造林に係る森林の状況報告書

玖珠町長 殿

年 月 日

住所

報告者

氏 名

〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市・・・・
〇〇 〇〇
0973-××-××××

年 月 日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採後の造林を実施したので、森林法第 10 条の 8 第 2 項の規定により報告します。

1 森林の所在場所

玖珠	市	町	大字△△	字□□	〇〇-〇	地番
	郡	玖珠	村			

2 伐採後の造林の実施状況

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林	植林	〇〇年〇月〇日 ～〇〇年〇月〇日	スギ	0.10 ha	200 本	〇〇林業	①シカネット、 ②幼齢木保護具の設置 などの対策方法を記載。
天然更新				ha	本		

3 備考

--

- 注意事項
- 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
 - 森林の所在場所ごとに記載すること。
 - 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
 - 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
 - 面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。
 - 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
 - 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。
 - 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。